

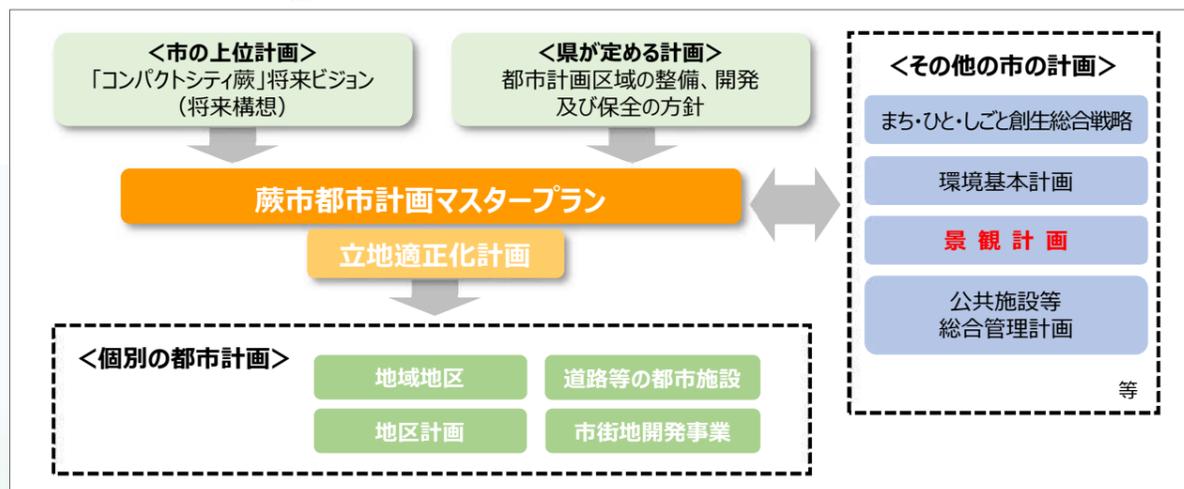
序章 都市計画マスタープランの概要

1. 目的

(1) 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法第18条の2に位置づけられている法定計画で、市民に最も近い立場にある市が、都市の将来像とその実現に向けた方針や施策を示すものです。また、都市計画法では、市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないと規定されています。

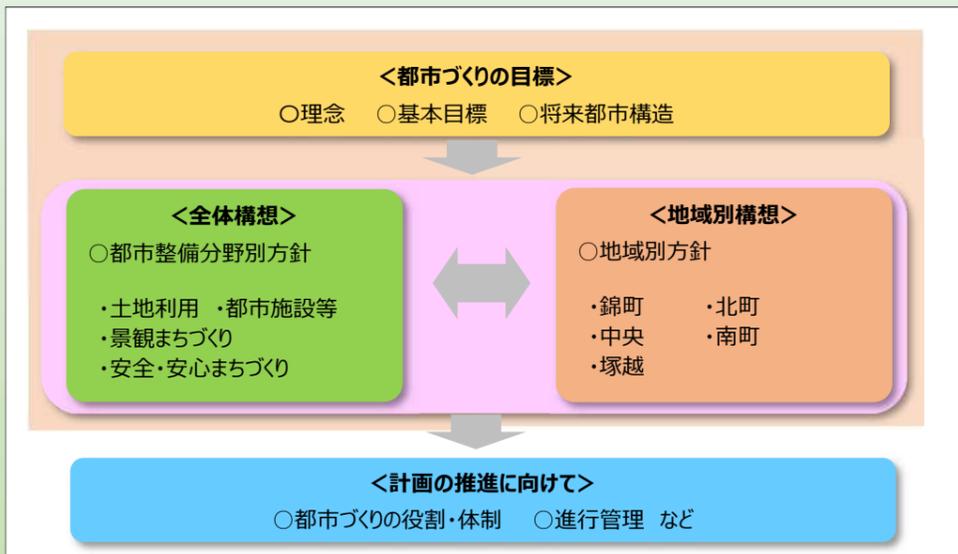
(2) 関連計画との関係



2. 計画の期間と対象

- (1) 計画の期間 令和3年(2021年)から概ね20年間
- (2) 計画の対象区域 市全域を対象区域とします。

3. 計画の構成



第1章 都市づくりの現状と課題

1. 都市づくりを取り巻く社会動向

- 人口減少社会の到来、少子高齢化の進展
- インフラの老朽化と維持・管理費の増大
- 集約型都市構造と立地適正化に関わる国の動向
- 災害に強い都市づくりに対する意識の高まり
- 市民・民間事業者などとの協働の推進

2. 蕨市の概況

- (1) 位置・地勢
- (2) 人口動向
- (3) 土地利用
- (4) 都市施設の整備状況
- (5) 市街地の整備状況
- (6) 公共交通
- (7) 防災

3. 都市づくりの課題

- (1) 人口減少・少子高齢化
 - 暮らしの場にふさわしい都市空間の整備
 - 子ども・高齢者が安心できる生活空間の確保
- (2) 土地利用
 - 生活関連サービス施設の利便性の向上
 - 良好な住環境の維持・改善
 - 都市にあるべきものとしての農地の保全・活用
- (3) 都市施設等
 - 社会資本ストックの長寿命化
 - スムーズな移動を可能にする道路ネットワークの構築
 - 公共交通のサービス水準の維持向上
 - 緑化などによる緑豊かな市街地環境の創出
- (4) 景観まちづくり
 - 歴史的まちなみの維持
 - 地域の特性に即した景観の形成
- (5) 安全・安心まちづくり
 - 耐震化や不燃化など災害に強い市街地への改善
 - 水害を防ぐための治水対策の推進
 - 防犯対策の推進

第2章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの理念

住みたい、住み続けたい、
住んでよかったと思えるまち

2. 都市づくりの基本目標

基本目標1 誰にとっても快適で便利に暮らせる都市づくり

良好な住環境の形成、日常生活関連サービス機能、道路・公園・下水道などの都市基盤施設、公共交通を中心とした便利な移動手段などが備えられたまちを形成することで、誰にとっても快適で便利に暮らせる都市づくりを目指します。

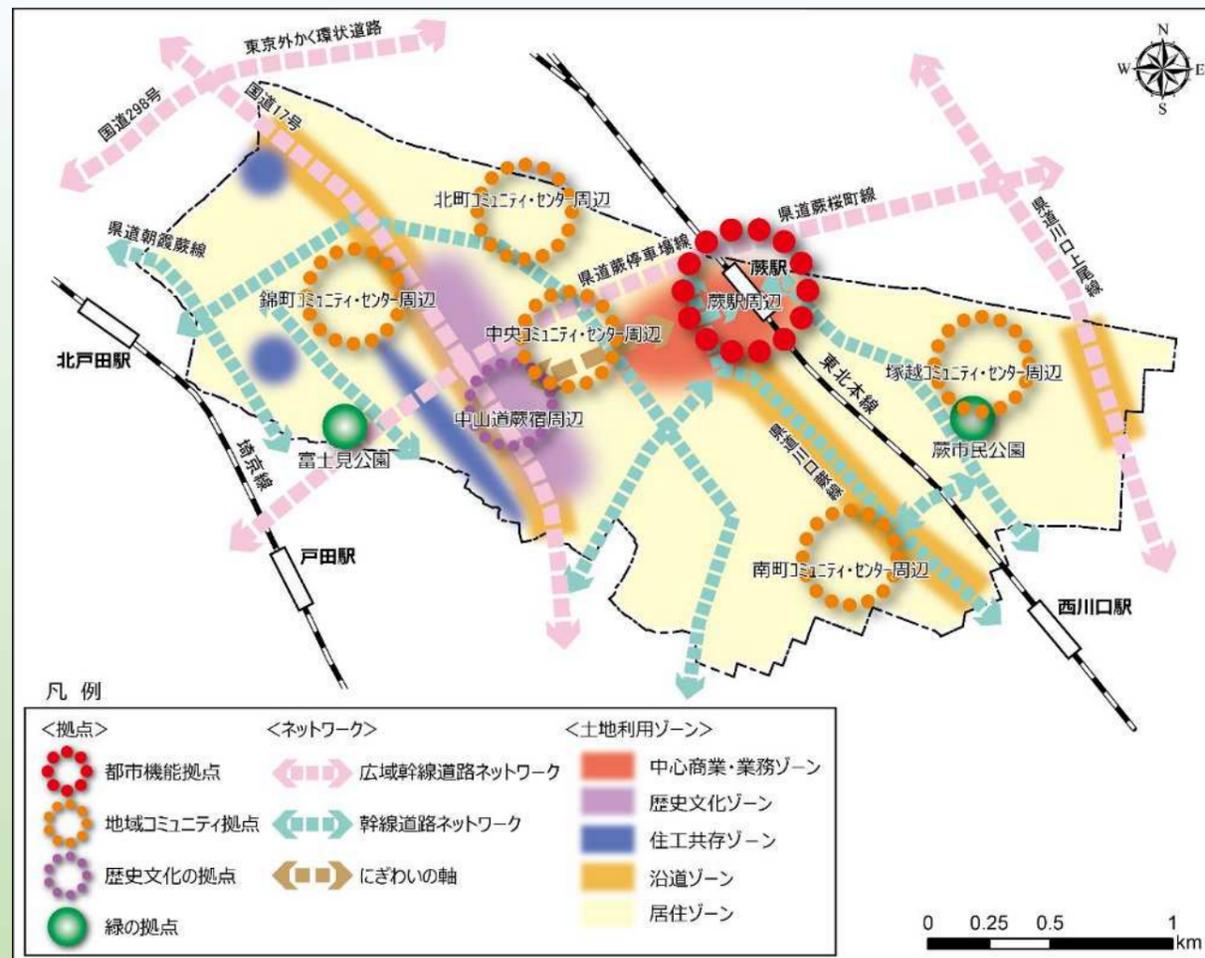
基本目標2 魅力的で賑わしあふれる都市づくり

本市の歴史文化を伝える地域資源の保全と活用を進めるとともに、蕨駅を中心とした市街地の活性化などにより、旧中山道や駅前通りなど、魅力的で賑わしあふれる都市づくりを目指します。

基本目標3 安全・安心な暮らしを支える都市づくり

地震災害や水害などにかかる防災対策の強化に加え、生活道路を中心とした安全対策の強化、防犯対策の強化などに取り組むことで、安全・安心な暮らしを支える都市づくりを目指します。

3. 将来都市構造



第3章 都市整備分野別方針

1. 土地利用に関する方針

(1) 土地利用の配置方針

【住宅地】 【商業・業務地】 【住工共存地】 【沿道サービス等誘導地】

(2) 土地利用の誘導方針

- ①立地適正化計画に基づく機能集約の誘導
- ②落ち着きやゆとりのある住環境の誘導
- ③地域の実情に即した地区計画制度などの検討
- ④用途地域の見直しの検討
- ⑤身近な緑地である農地の保全・活用

2. 都市施設等の整備方針

(1) 道路

- ①幹線道路ネットワークの構築
- ②生活空間における道路環境の改善
- ③道路の効率的・効果的な整備と適切な維持管理
- ④自転車通行ネットワークの構築

(2) 公共交通

- ①鉄道のサービス水準の向上
- ②バスネットワークの維持とサービス水準の向上

(3) 公園・緑地

- ①身近な公園の整備・充実
- ②利用者ニーズに対応した公園のマネジメント
- ③緑化の推進

(4) 下水道

- ①下水道施設の計画的な整備・更新

(5) 市街地環境

- ①土地区画整理事業の推進
- ②市街地再開発事業の推進
- ③中央第一地区のまちづくりの推進
- ④適切な市街地・建築物の更新

3. 景観まちづくりの方針

(1) 都市景観

- ①景観行政の推進
- ②歴史文化資源の保全・活用
- ③中山道蕨宿周辺のまちなみの魅力向上
- ④土地利用にふさわしい良好な景観の形成

4. 安全・安心まちづくりの方針

(1) 震災・都市火災対策

- ①延焼拡大を抑止できる都市構造の構築
- ②住宅等建築物の耐震化の促進
- ③防災拠点等の機能拡充
- ④緊急輸送に対応した交通ネットワークの確保
- ⑤復興まちづくりの推進

(2) 水害対策

- ①雨水下水道の整備
- ②雨水浸透・貯留能力の向上
- ③減災に向けた対策

(3) 防犯対策

- ①犯罪が起きにくい都市づくりの推進

(4) 交通安全対策

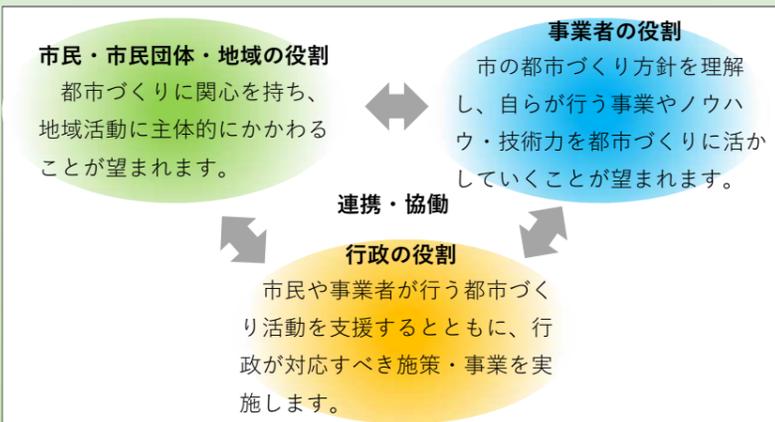
- ①生活道路における安全性の確保

第4章 地域別方針

		錦 町	北 町	中 央	南 町	塚 越
地域づくりの目標		<p>緑豊かなゆとりある 快適で生活しやすいまち</p> <p>錦町土地区画整理事業の計画的な推進と地区計画制度の活用、身近な緑地の保全・活用等による、緑豊かな質の高いゆとりある住環境の形成を推進します。また、住宅と大規模な工場や商業施設などが共存する、快適で生活しやすいまちの形成を図ります。</p>	<p>歴史文化が薫る みんなが誇れる 暮らしやすいまち</p> <p>中山道蕨宿周辺などの地域資源の保全・活用により、蕨の歴史文化を感じられるとともに、生活利便性が高く暮らしやすさを実感できる、北町の誰もが誇りに思えるまちの形成を図ります。</p>	<p>にぎわいと伝統が調和し 多様な交流が生まれる 魅力あふれるまち</p> <p>蕨駅西口や駅前通りなどの現代的なにぎわいと中山道蕨宿周辺の伝統的なまちなみの調和を図るとともに、新旧住民や世代間など多様な交流が生まれる場づくりにより、本市の玄関口にふさわしい魅力あふれるまちの形成を図ります。</p>	<p>さくら舞う コミュニティあふれる やすらぎのまち</p> <p>南町のシンボルである桜並木遊歩道や数多く点在する公園の適切な維持・更新などにより、落ち着いた住環境の保全を図るとともに、豊かなコミュニティ活動による地域力を発揮しながら、心やすらぐ住みよいまちの形成を図ります。</p>	<p>華とみどりが織りなす 心豊かに暮らせるまち</p> <p>蕨駅東口の華のあるまちなみの形成を促進するとともに、蕨市民公園を中心とした憩いと安らぎが感じられる良好な住環境の維持・保全により、誰もが心豊かに、いつまでも住み続けたいまちの形成を図ります。</p>
地域づくりの取組方針	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な都市基盤施設を活かす住環境の維持・保全 ○土地利用の動向を見据えた用途地域の見直し検討 ○生産緑地など都市農地の保全・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性を活かした良好な住環境の誘導・維持・保全 ○土地利用の動向を見据えた用途地域の見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の生活利便性に資する商業、業務や行政サービスなどの機能の維持・更新 ○地域の特性を活かした良好な住環境の誘導・維持・保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性を活かした良好な住環境の誘導・維持・保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性を活かした良好な住環境の誘導・維持・保全 ○土地利用の動向を見据えた用途地域の見直し検討
	都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ○快適で暮らしやすい都市づくりの計画的な推進 ○市民の安全で便利な暮らしを支える道路整備の推進 ○錦町土地区画整理事業に伴う公園整備と富士見公園の改修・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○快適でゆとりある住環境の形成 ○市民の安全で便利な暮らしを支える交通環境の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業の推進 ○中央第一地区まちづくり事業の推進 ○中央公園など都市公園の計画的な改修・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○塚越陸橋等の適切な維持管理 ○三和公園など都市公園の計画的な改修・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○塚越陸橋等の適切な維持管理 ○蕨市民公園など都市公園の計画的な改修・更新
	景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○国道 17 号等の沿道における秩序ある景観の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的景観資源の保全・活用 ○旧中山道のまちなみ形成の誘導 ○国道 17 号等の沿道における秩序ある景観の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的景観資源の保全・活用 ○旧中山道のまちなみ形成の誘導 ○にぎわいが感じられる商業・業務地のまちなみ景観の形成促進 ○要害通り遊歩道等の適切な維持・保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○南町桜並木遊歩道の適切な維持・保全 ○県道川口蕨線等の沿道における秩序ある景観の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○にぎわいが感じられる商業・業務地のまちなみ景観の誘導 ○県道川口上尾線等の沿道における秩序ある景観の誘導
	安全・安心まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路への通過交通の進入抑制 ○下水道等の整備による内水氾濫対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○狭隘道路の解消と生活道路への通過交通の進入抑制 ○内水氾濫対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○狭隘道路の解消と生活道路への通過交通の進入抑制 ○内水氾濫対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路への通過交通の進入抑制 ○内水氾濫対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路への通過交通の進入抑制 ○内水氾濫対策の検討

第5章 計画の推進に向けて

1. 連携と協働による都市づくり



2. 計画を推進するための取り組み

(1) 主体的な都市づくりに向けて

- ①都市づくりに関する情報提供の推進
- ②市民団体などによる活動への支援
- ③庁内各行政分野の横断的な連携
- ④周辺都市などとの広域的な連携

(2) 計画的・効率的な都市づくり

- ①個別の都市計画など適時・適切な策定や見直し
- ②都市計画提案制度等の活用
- ③効率的・効果的な事業の実施

(3) 時代の流れを捉えた都市づくり

- ①持続可能な都市づくり
- ②新技術の活用

3. 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理と適切な運用

右のPDCAサイクルに基づく進行管理を行い、都市づくりを効率的・効果的に推進していきます。



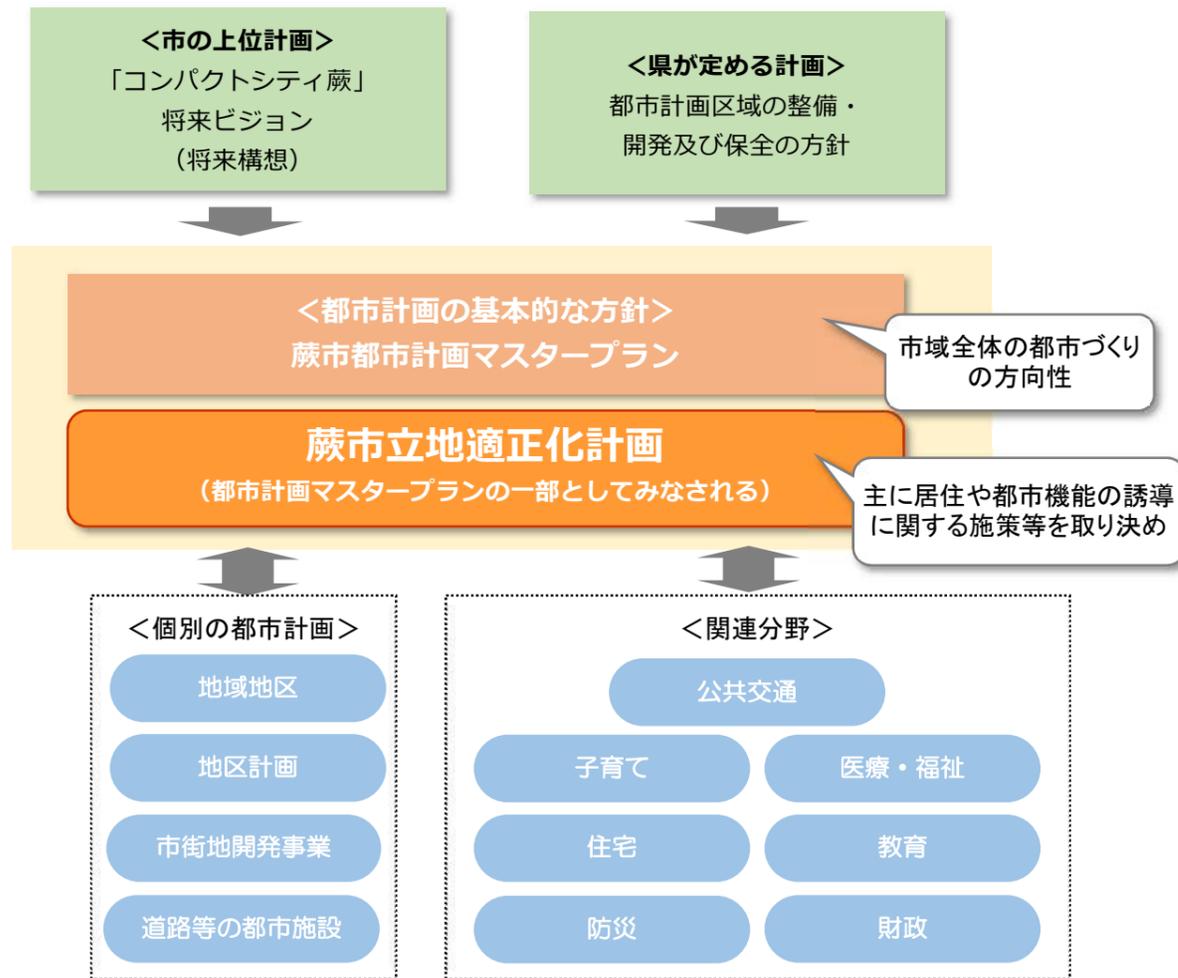
序章 立地適正化計画の概要

1. 目的と計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条に規定する立地適正化計画として、本市の都市構造の現状や課題を踏まえ、地域の特性に応じた都市のあり方やその実現に資する施策について定めるものです。

計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンや県が定める「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」、本市が定める「蕨市都市計画マスタープラン」等との整合及び調和を図りつつ、今後の人口減少や高齢者の増加などに対応できる持続可能な都市の実現を目指します。

なお、本計画は、都市計画の基本的な方針である「蕨市都市計画マスタープラン」の一部として位置づけられるものです。



2. 計画の期間と対象区域

- (1) 計画の期間 令和 3 年（2021 年）から概ね 20 年間
- (2) 計画の対象区域 対象区域は蕨市の全域とします。

第 1 章 蕨市の現状

- 1. 蕨市の概況 (1) 位置・地勢 (2) 沿革
- 2. 人口動向 (1) 人口・世帯 (2) 年齢別人口 (3) 人口動態
- 3. 土地利用 (1) 市街化の動向 (2) 土地利用動向
- 4. 公共交通 (1) 鉄道の状況 (2) バスの状況
- 5. 都市機能 (1) 市役所、コミュニティ・センター (2) 文化施設（図書館・資料館）
(3) 学校教育施設 (4) 保育園・幼稚園等 (5) 高齢者福祉施設
(6) 医療施設 (7) 商業施設
- 6. 都市経営 (1) 財政状況 (2) 経済活動 (3) 地価の動向
- 7. 防災 (1) 防災関連施設 (2) 水害リスク (3) 地震リスク (4) 土砂災害リスク
- 8. 都市特性分析 ※都市モータリング・シートリーダーチャート（国交省 H29 年度版）による都市特性の見える化

第 2 章 人口の将来見通し

1. 人口推計 2. メッシュ別人口推計

■人口の将来見通しからみた都市の特性

- 令和 7 年（2025 年）をピークに減少に転じることが予測されますが、平成 27 年（2015 年）と比較し、20 年後の令和 17 年（2035 年）は 181 人増となっており、人口規模はほぼ維持されることが予測されます。
- 少子高齢化は今後も引き続き進行することが予測されます。

第 3 章 持続可能な都市づくりにあたっての課題

課題 1 各拠点における都市機能の充実と地域資源の保全・活用

- ① 良好な都心アクセスを活かした暮らしの場の形成
- ② 都市機能の利便性の向上と市民ニーズや健全な財政運営を踏まえた公共施設の配置
- ③ 歴史文化を伝える地域資源の保全・活用

課題 2 多様な世代が安全で快適に暮らすことができる市街地の形成

- ① 子育て世代や高齢者など、多様な世代が快適に住み続けられる都市づくり
- ② 災害に強い都市づくり

課題 3 自家用車に頼らない都市づくりと公共交通ネットワークの維持

- ① 徒歩など、自家用車に頼らない都市づくり
- ② 公共交通ネットワークの維持とサービス水準の向上

第4章 都市づくりの方針と都市の骨格構造

1. 都市づくりの方針（ターゲット）

<持続可能な都市づくりにあたっての課題>

- 各拠点における都市機能の充実と地域資源の保全・活用
- 多様な世代が安全で快適に暮らすことができる市街地の形成
- 自家用車に頼らない都市づくりと公共交通ネットワークの維持

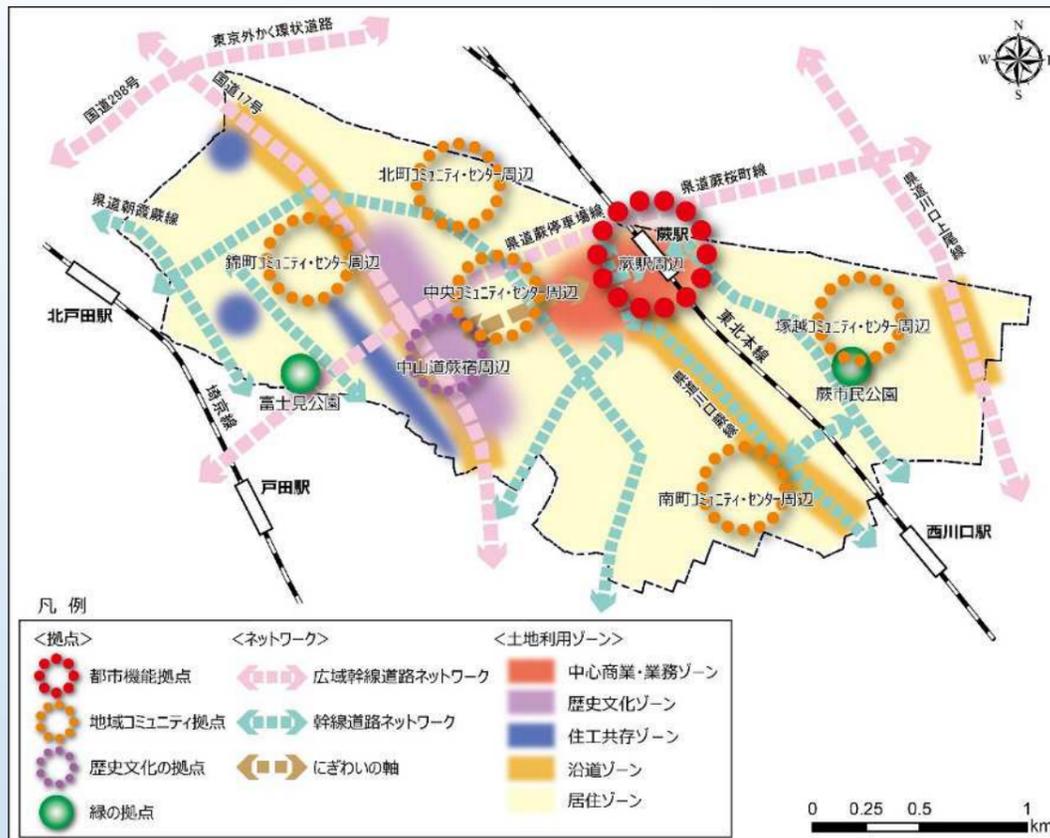
<都市計画マスタープランの都市づくりの理念>

**住みたい、住み続けたい、
住んでよかったと思えるまち**

子育て世代や高齢者を中心とした全ての市民

<都市づくりの方針（ターゲット）>
『歩いて暮らす 安全で快適な都市づくり』

2. 目指す都市の骨格構造



3. 都市づくりの方針（ターゲット）の実現に向けた誘導方針（ストーリー）

誘導方針1 にぎわいの創出や市民の暮らしの質を高める拠点の形成

方針1-①：良好な都心アクセスを活かした暮らしの場の形成

○駅前周辺は、市民生活を支える都市機能を維持・誘導することで、にぎわいの創出や利便性の高い市街地を形成

方針1-②：都市機能の更なる利便性の向上

○各地域のコミュニティ・センターを中心としたエリアは、身近な場所に必要な都市機能を維持・更新

方針1-③：歴史文化を伝える地域資源の保全・活用

○宿場町の面影を伝えるまちなみを保全するとともに、歴史文化に触れられる観光資源等として活用

誘導方針2 多様な世代が安全で快適に暮らすことができる市街地の形成

方針2-①：子育て世代や高齢者など、多様な世代が快適に住み続けられる都市づくりの推進

○多様な世代のニーズに対応した住宅の誘導に向けた市街地の維持・改善
○市街地整備事業の推進や緑の維持・保全、犯罪が起きにくい都市づくり、美しい景観の形成

方針2-②：災害に強い都市づくりの推進

○市街地整備事業等の機会を捉えた都市基盤施設などの整備や住宅等建築物の耐震化の促進
○雨水排水対策などによる水害対策

誘導方針3 安全・快適な歩行者に優しい都市づくりと公共交通の維持・更新

方針3-①：徒歩など、自家用車に頼らない都市づくりの推進

○誰もが安全かつ快適に市内を移動できる歩行者等に優しい都市づくりの推進

方針3-②：公共交通ネットワークの維持とサービス水準の向上

○市内の各方面を連絡するバスネットワークの維持とサービス水準の向上

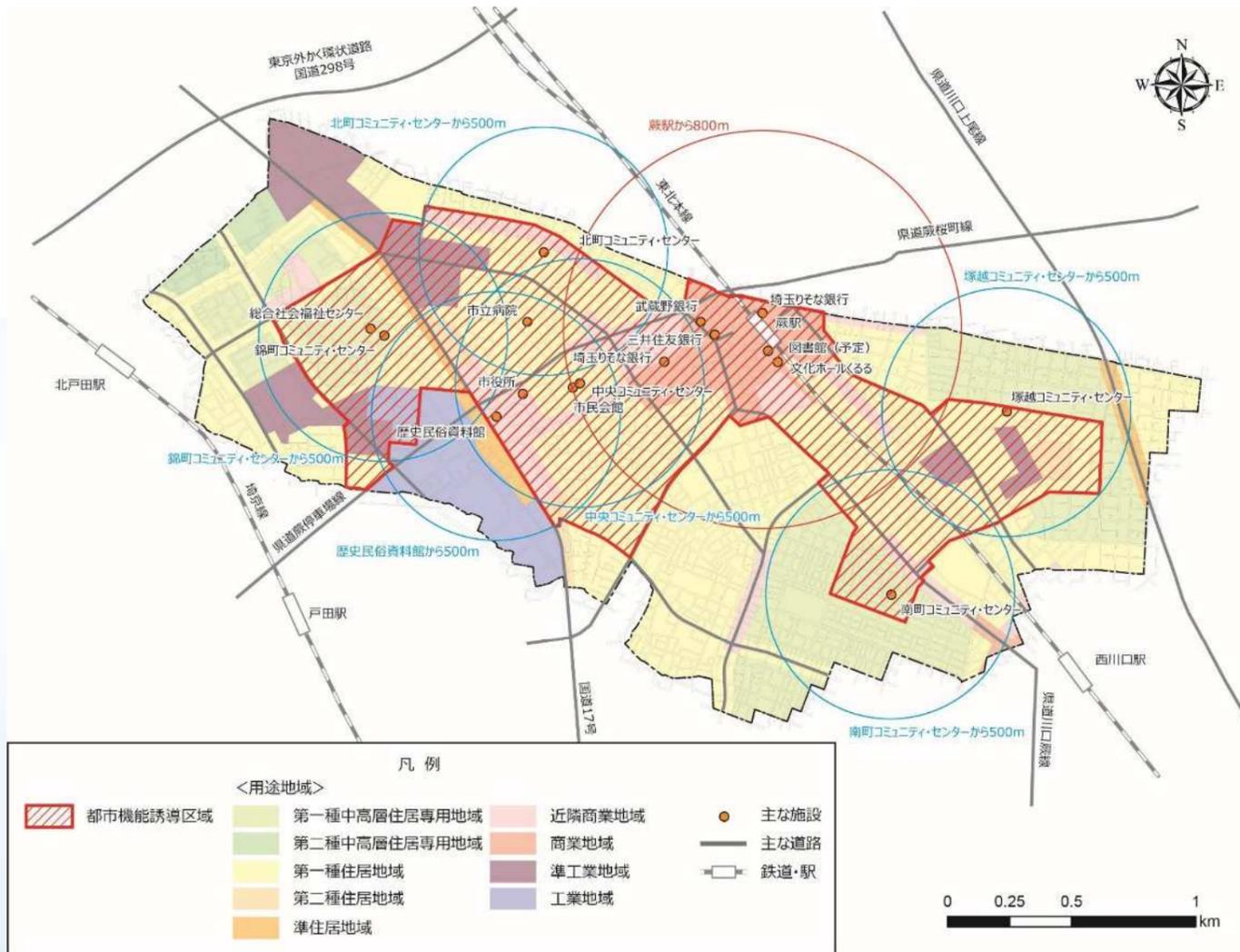
第5章 都市機能誘導区域・誘導施設

1. 都市機能誘導施設

区分	都市機能誘導施設	
ア. 中枢的な公共公益施設	介護福祉機能	総合社会福祉センター
	文化・スポーツ機能	図書館本館
		市民会館
	文化ホールくるる	
行政機能	市役所本庁舎	
イ. 市民の健康的な暮らしを支える基幹的な施設	保健・医療機能	病院（100床以上）
ウ. 決済・融資などの機能を有する金融施設	金融機能	銀行（窓口有）
エ. 各地域を対象とする市民交流施設	コミュニティ機能	コミュニティ・センター
オ. 本市の歴史文化を収蔵・展示し、広く紹介する施設	文化・スポーツ機能	歴史民俗資料館

2. 都市機能誘導区域

	面積
都市機能誘導区域	約232ha



第7章 誘導施策

法に基づく誘導施策

- 届出制度による機能誘導
- 国による支援の活用

都市づくりの方針（ターゲット）
の実現に向けた誘導方針1

にぎわいの創出や市民の暮らし
の質を高める拠点の形成

- 方針1-①
「良好な都心アクセスを活かした暮らしの場の形成」
- 市街地再開発事業の推進
 - 市街地再開発事業による行政センターと図書館の複合化
 - 市有地の活用
 - 都市再開発の方針の検討
 - 中央第一地区のまちづくりの推進
- 方針1-②
「都市機能の更なる利便性の向上」
- 縣市公共施設等総合管理計画に基づくマネジメントの推進
- 方針1-③
「歴史文化を伝える地域資源の保全・活用」
- 中山道蕨宿周辺のまちなみの魅力向上

都市づくりの方針（ターゲット）
の実現に向けた誘導方針2

多様な世代が安全で快適に暮ら
すことができる市街地の形成

- 方針2-①
「子育て世代や高齢者など、多様な世代が快適に住み続け
られる都市づくりの推進」
- 市街地再開発事業の推進
 - 中央第一地区のまちづくりの推進
 - 二世帯・三世帯居住、近接居住への支援
 - 錦町土地区画整理事業の推進
 - 犯罪が起きにくい都市づくりの推進
 - 土地利用に即した良好な景観の形成
 - 適切な市街地・建築物の更新
 - 利用者ニーズに対応した公園のマネジメント
 - 落ち着きやゆとりのある住環境の誘導
 - 身近な緑地である農地の保全・活用
- 方針2-②
「災害に強い都市づくりの推進」
- 延焼拡大を抑制できる都市構造の構築
 - 住宅等建築物の耐震化の促進
 - 地震の減災に向けた対策
 - 防災指針に基づく水害対策の推進

都市づくりの方針（ターゲット）
の実現に向けた誘導方針3

安全・快適な歩行者に優しい都市
づくりと公共交通の維持・更新

- 方針3-①
「徒歩など、自家用車に頼らない都市づくりの推進」
- 生活空間における道路環境の改善
 - 自転車通行ネットワークの構築
- 方針3-②
「公共交通ネットワークの維持とサービス水準の向上」
- 鉄道のサービス水準の向上
 - バスネットワークの維持とサービス水準の向上

市が取り組む誘導施策

第6章 居住誘導区域

居住誘導区域	市全域
--------	-----

第8章 防災指針

1. 防災都市づくりの基本方針

○基本方針Ⅰ：水害予防対策の推進

市民が安全に安心して暮らせるために、本市において想定される洪水（外水氾濫）や雨水出水（内水氾濫）については、河川や下水道の整備などを推進することで、水害を未然に予防する対策を推進します。また、ハザードマップ等の周知や啓発等により水害に備えます。

○基本方針Ⅱ：避難環境の整備の推進

市民が安全に安心して暮らせるために、水害が発生した場合の防災拠点等の強化を図るとともに、避難者が安全な場所に、迅速かつ安全に避難できるよう、避難計画の策定や避難誘導體制の整備など、避難環境の整備を推進します。

2. 防災都市づくりの施策

① 予防対策

○各河川の計画的な整備等の要請

- ・荒川水系の洪水を予防するため、荒川第2・第3調節池の整備をはじめ、各河川の計画的な整備・改修を、引き続き河川管理者に要請

○雨水下水道の整備、雨水浸透・貯留能力の向上

- ・錦町土地区画整理事業区域内の雨水下水道管路の整備や富士見公園野球場下への調整池の整備
- ・建替えや開発などを契機とした雨水流出抑制対策の促進や透水性舗装を取り入れた整備・改修
- ・合流式下水道の整備完了区域では、集中豪雨等に対応するため調整池等の雨水対策の検討

○ハザードマップ等による周知及び啓発等

- ・各種ハザードマップや洪水時の想定浸水深表示の設置等による周知・啓発
- ・水害に関する対応方法の検討、地域等の防災訓練等の支援や参加の促進
- ・地域における防災リーダーの育成等の促進

② 避難環境の整備

○防災拠点の位置づけと機能強化等

- ・防災拠点となる市庁舎の建替え
- ・地域防災計画に基づく中枢防災拠点等の指定や全庁的・全市的な危機管理体制の充実・強化 など

○避難誘導體制の整備等

- ・指定緊急避難場所の指定・見直しを必要に応じて実施
- ・中高層の民間建物の所有者や管理者との、水害時の避難場所に係る協定締結 など

○避難計画の策定促進等

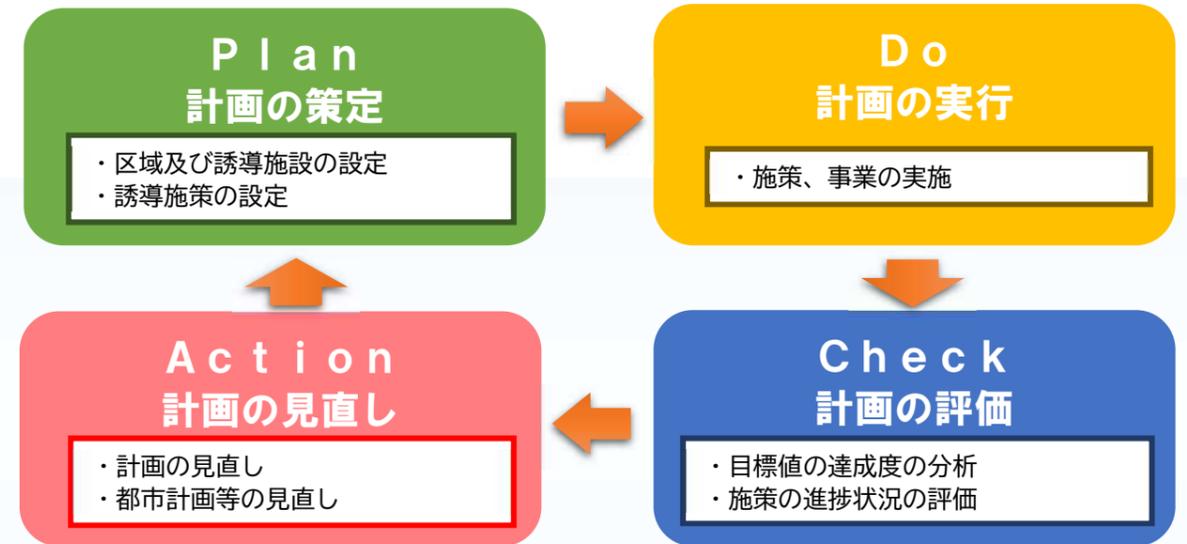
- ・世帯ごとの避難計画の策定の促進 など

○避難情報提供の整備等

- ・情報伝達手段の整備及び周知を図るとともに、国や県、他市町村等との情報収集・伝達体制の充実
- ・避難情報を提供する時期のあり方のさらなる検討

第9章 計画の進行管理

1. 施策の達成状況に関する評価の方法



2. 計画の評価指標

誘導方針 1

にぎわいの創出や市民の暮らしの質を高める拠点の形成

■評価指標

- 都市機能誘導区域内（商業地）の地価上昇率
- 目標値(令和23年) 埼玉県内の上昇率と比較して良好

誘導方針 2

多様な世代が安全で快適に暮らすことができる市街地の形成

■評価指標

- ①防災対策の満足度（市民意識調査）5点満点
- ②居住誘導区域の人口
- 目標値(令和23年) ①3.26以上 ②71,000人以上

誘導方針 3

安全・快適な歩行者に優しい都市づくりと公共交通の維持・更新

■評価指標

- コミュニティバスの利用者数(年間)
- 目標値(令和23年) 220,000人以上

効果の発現

効果の発現

効果の発現

<都市づくりの方針>

「歩いて暮らす 安全で快適な都市づくり」の実現へ

【実現指標】

期待される効果	目標値	
	現状 (令和3年)	目標年次 (令和23年)
まちへの愛着の向上(市民意識調査)	71.4% (令和2年度)	75.0%以上
永住意識の向上(市民意識調査)	60.7% (令和2年度)	現状以上

パブリック・コメント等における意見と市の考え方について

蕨市都市計画マスタープラン（案）、蕨市立地適正化計画（案）について、令和3年6月1日から21日まで意見募集したところ、「蕨市都市計画マスタープラン（案）第3章 都市整備分野別方針 4. 安全・安心まちづくりの方針 （1）震災・都市火災対策」（44 ページ）について、3件（1人）の意見等がありました。その意見等の概要と市の考え方は、以下のとおりです。

意見等の概要	市の考え方
<p>「①延焼拡大を抑止できる都市構造の構築」（44ページ）の「・防火地域または準防火地域の指定に基づく建築物の防火性能の向上を図るとともに、震災後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置などを啓発します。」について、以下のように修正していただくよう提案いたします。</p> <p>・防火地域または準防火地域の指定に基づく建築物の防火性能の向上を図るとともに、震災後の通電火災などを防止するため、<u>感震ブレーカーや、住宅用火災警報器・複合型ガス警報器の設置を啓発します。</u></p>	<p>ご提案された機器の設置も啓発しておりますが、「感震ブレーカーの設置などを啓発」の中に含まれていることから、原文のままとします。</p>
<p>「②住宅等建築物の耐震化の促進」（44ページ）の「・震災による被害の防止を図るため、「蕨市建築物耐震改修促進計画」に基づき、市内建築物の耐震化を促進します。」について、<u>以下の施策を追記していただくよう提案いたします。</u></p> <p>・「<u>自助による在宅避難</u>」を視野に入れた、<u>エネファーム家庭用燃料電池等の導入を促進します。</u></p>	<p>いただいたご意見も参考とさせていただきますが、本項目については「住宅等建築物の耐震化の促進」について記載したものであるため、原文のままとします。</p>
<p>「③防災拠点等の機能拡充」（44 ページ）の「・防災拠点や避難所においては、災害時物資の備蓄の充実を図るとともに、災害時対応の安定性の確保に努めます。」について、以下のように修正していただくよう提案いたします。</p> <p>・防災拠点や避難所においては、災害時物資の備蓄の充実を図るとともに、<u>エネルギーの多重化・強靱化も図り、災害時対応の安定性の確保に努めます。</u></p>	<p>いただいたご意見も参考とさせていただきますが、「エネルギーの多重化・強靱化」については、「安定性」の中に含まれていることから、原文のままとします。</p>

蕨市立地適正化計画（案）について、令和3年6月18日に国土交通省関東地方整備局から2件の意見等がありました。その意見等の概要と市の考え方は、以下のとおりです。

意見等の概要	市の考え方
<p>防災に関する目標値はないでしょうか。</p> <p>防災指針内（「第8章 防災指針」（76ページ～））でも、その他の目標値（「第9章 計画の進行管理」（92ページ～））と併せてでも構いませんので、ご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>「第9章 計画の進行管理 3. 計画の評価指標（2）目標値の設定 ②「多様な世代が安全で快適に暮らすことができる市街地の形成」に向けた目標値」（94ページ）に、評価指標として「防災対策の満足度（市民意識調査）」を追加し、目標値を5点満点で3.20（令和3年）から3.26以上（令和23年）と設定しました。</p>
<p>「第9章 計画の進行管理 3. 計画の評価指標（2）目標値の設定 ②「多様な世代が安全で快適に暮らすことができる市街地の形成」に向けた目標値」（94ページ）に、評価指標として「居住誘導区域の人口」があり、本計画の目標年次（令和23年）における目標値を、市の他計画（人口ビジョン）の目標値以上と設定しています。</p> <p>整合性という点では理解できますが、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計値（令和22年）は、他計画（人口ビジョン）の目標値を既に上回っていることから、今後適切に見直しすべきものと思います。</p>	<p>市の他計画（人口ビジョン）との整合を図りながら、今後、必要な時期に適切な見直し行っていきます。</p>